

長 介 第 1 0 9 号  
平成 31 年 4 月 10 日

地域密着型サービス事業所 管理者 様  
(支所地域に所在する事業所に限る)

長岡市福祉保健部介護保険課長

支所地域に所在する地域密着型サービス事業所に係る運営推進会議  
の取扱変更について (通知)

日ごろから、長岡市の介護保険事業に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

このたび、各支所地域に所在する地域密着型サービス事業所が開催する運営推進会議について、以下のとおりの取扱いとしますので、お知らせします。

#### 記

- 1 各支所地域に所在する地域密着型サービスに係る運営推進会議への出席について  
従来は、支所市民生活課職員に加えて、当課職員も運営推進会議に同席する場合がありますでしたが、今年度から、各支所職員による出席で一元化することとなりました。運営推進会議等を活用した評価に関しても同様とします。
- 2 運営推進会議開催に係る案内文及び議事録の提出について  
案内文については、所在する地域の支所に 1 部提出してください。介護保険課への提出は不要です。  
ただし、議事録については、所在する地域の支所に、支所用と介護保険課用の計 2 部提出してください。
- 3 問い合わせ先について  
運営、人員基準や報酬等に関するお問い合わせは、引き続き介護保険課で回答します。照会・質問等がありましたら、電話、FAX 又はメールにより、下記まで御連絡ください。  
また、指定に関する各種申請・届出につきましても、直接、介護保険課宛てに御提出ください。

担 当：長岡市福祉保健部介護保険課  
介護事業推進係  
電 話：0 2 5 8 - 3 9 - 2 2 4 5  
F A X：0 2 5 8 - 3 9 - 2 2 7 8  
Email：kaigo@city.nagaoka.lg.jp